

## 通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護によるサービスを 一体的に提供する場合の人員基準等について

Q：通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護を一体的に提供してもよいか。

A：提供できます。

その際の**人員基準**は、通所介護と総合事業通所介護の合算で人員基準を定め、これとは別に自立支援通所介護で人員基準を定めることになります。

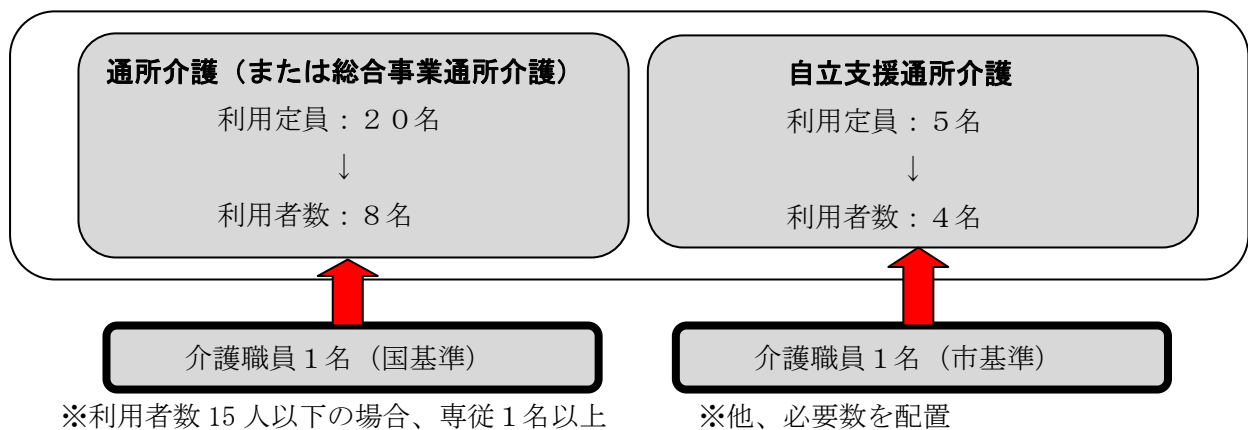
なお、通所介護と総合事業通所介護において職員配置が人員欠如となる場合、減算の対象となります。自立支援通所介護において減算はありませんが、適正なサービスの提供を確保するため、適切な人員でサービスを提供するよう努めてください。

また、**利用定員**についても同様に、通所介護の要介護者と総合事業通所介護の要支援者等の合算で利用定員を定め、これとは別に自立支援通所介護の要支援者等で利用定員を定めることになります。利用定員を超過した場合は、人員基準の取扱いと同様とします。

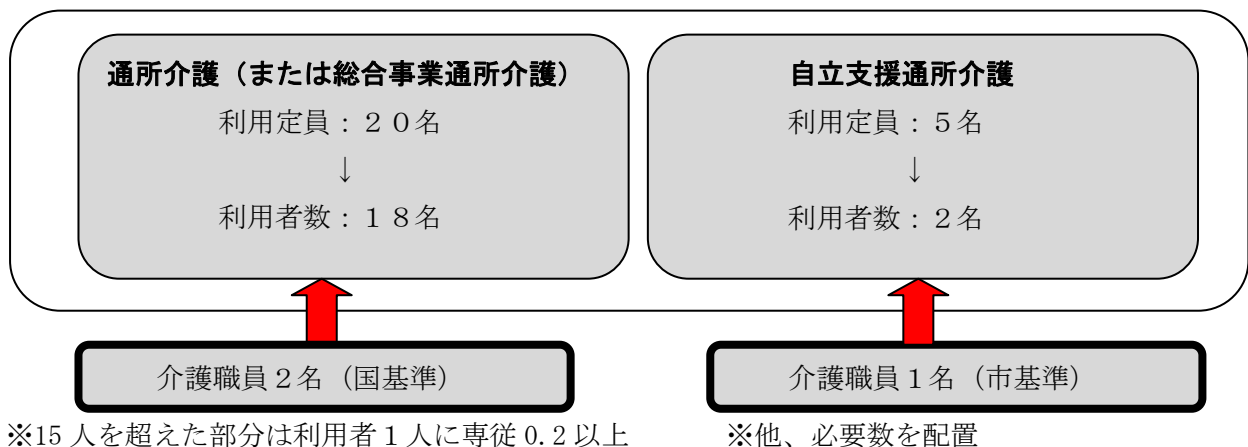
また、**設備基準**は、それぞれの業務に支障がない場合は、1スペースでそれぞれのサービスを一体的に提供することは可能です。

ただし、機能訓練室の合計面積が、それぞれの利用定員の合計×3㎡の数値を上回る必要があります。

### (例1) 通所介護（または総合事業通所介護）利用者8名、自立支援通所介護利用者4名

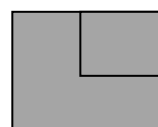
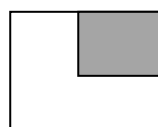
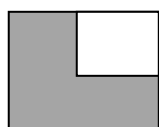


### (例2) 通所介護（または総合事業通所介護）利用者18名、自立支援通所介護利用者2名



### 【設備基準】

$$20 \text{名} \times 3 \text{㎡} + 5 \text{名} \times 3 \text{㎡} = 75 \text{㎡}$$



# 一体的に提供する場合の、人員配置の例

## 例1

28年度まで			29年度から		
	利用者	介護職員 必要数		利用者	介護職員 必要数
通所介護および 介護予防通所介護	8	1	通所介護および 総合事業通所介護	8	1
二次予防事業 閉じこもり予防コース	2		自立支援通所介護	2	1
合 計	10	1	合 計	10	2

## 例2

28年度まで			29年度から		
	利用者	介護職員 必要数		利用者	介護職員 必要数
通所介護および 介護予防通所介護	15	2	通所介護および 総合事業通所介護	15	1
二次予防事業 閉じこもり予防コース	3		自立支援通所介護	3	1
合 計	18	2	合 計	18	2

## 例3

28年度まで			29年度から		
	利用者	介護職員 必要数		利用者	介護職員 必要数
通所介護および 介護予防通所介護	20	4	通所介護および 総合事業通所介護	20	2
二次予防事業 閉じこもり予防コース	10		自立支援通所介護	10	1
合 計	30	4	合 計	30	3